

日銀が「地域金融強化のための特別当座預金制度」を創設

フェロー チーフエコノミスト 小玉 祐一

1. 不意打ちだった日銀の発表

11月10日に、日銀が「地域金融強化のための特別当座預金制度」の創設を発表した（図表1）。金融政策決定会合ではなく、金融政策委員会の通常会合で決定したもので、通常会合は普段ノーマークの市場関係者にとっては、不意打ちを食らった形になった。

新制度の内容は、条件を満たした地銀、信金の日銀当座預金に対し、0.1%の「特別付利」を実施するというものである。条件は図表のとおりで、経営基盤の強化か、経営統合の検討か、どちらかの条件を満たすことが必要となる。制度の趣旨として重きが置かれているのは後者で、地銀の経営統合を日銀としてサポートする内容となっている。地銀の経営統合は菅政権肝いりの政策であり、政府の政策を後押しする目的があるものと考えられる。

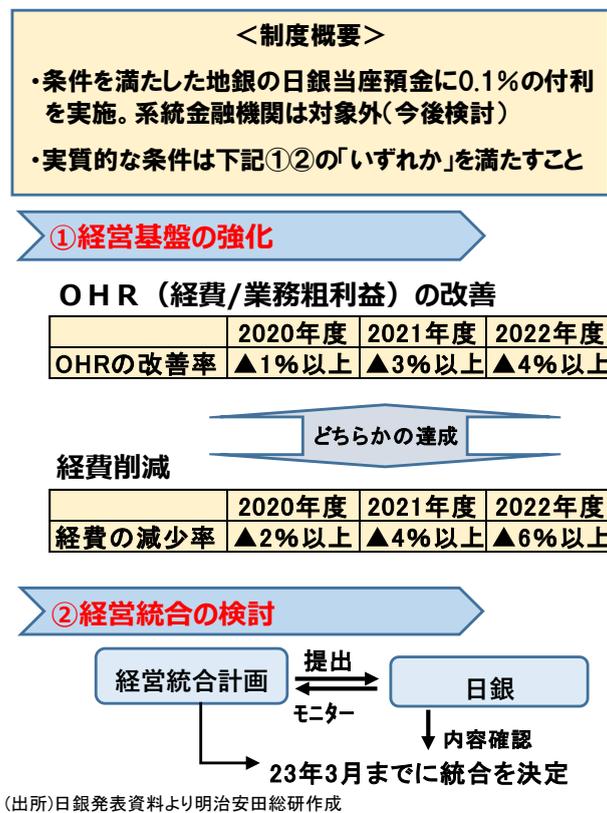
マクロプルーデンス政策の一環としての整理が可能とはいえ、地銀の統合支援は、中央銀行の業務としては極めて異例と言える。ただ、スキーム自体は地銀への補助金であり、この点、マイナス金利の副作用対策としての意味合いもあることがポイントと思われる。

2. 対象行はマイナス金利撤廃

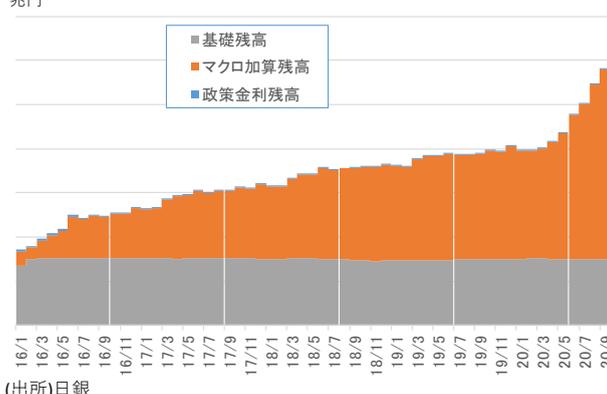
特別付利は、「所要準備額を除く当座預金残高に対して行う」とされている。マイナス金利導入後、日銀当座預金は0.1%の付利が付く基礎残高、ゼロ金利のマクロ加算残高、▲0.1%のマイナス金利が付く3層構造となっているが、それぞれ+0.1%の特別付利が加算されるので、対象行に関してはマイナス金利政策が事実上撤廃されることになる。

足元までの地銀の日銀当座預金残高の推移をみると、当座預金の増分のほとんどはマクロ加算残高で占められており、その割合は9月で74%に達している（図表2）。制度上、基礎残高は当初からほとんど変わらず、政策金利残高については

（図表1）「地域金融強化のための特別当座預金制度」の内容



（図表2）地方銀行の日銀当座預金残高の推移



現状、地銀はその保有をほぼ回避している状況である。今後はたとえゼロ金利で積んでも、コール市場からマイナス金利で調達すれば、地銀は利ザヤが抜けることになるが、こうした上限のない資金運用手段とならぬよう、日銀は特別付利を付与する当座預金の範囲に上限を設定している。すなわち、「①当該対象先の過去の当座預金残高(所要準備額を除く)に全当座預金取引先の当座預金残高(同)の合計金額の伸び率を乗じて得た金額」、「②当該対象先の基礎残高とマクロ加算残高の合計金額」のいずれか高い金額が上限になる(イメージは図表3のとおり)。

コロナ下で銀行が裁定取引を控えていることもあり、地銀のマクロ加算残高の余裕枠(上限額-実際の残高)は9月時点で3.6兆円と、制度導入当初を除けば最大に上っている。当面は、これまで通り、マクロ加算残高主導での当預残高拡大が続くと考えられる。

(図表3) 全銀行の日銀当座預金が5%増えたと仮定した場合の特別付利の範囲のイメージ(当預残高の増減はマクロ加算残高で生じると仮定)

1. A銀行(当座預金伸びず)
 - 10(基礎3、マクロ6、政策残高1) → 10(基礎3、マクロ6、政策残高1)
 - 条件①の計算 $10 \times 1.05 = 10.5$
 - 条件②の計算 $3 + 6 = 9$
 - 特別加算枠10.5のため、全額金利上乗せ対象
2. B銀行(当座預金が大幅増)
 - 10(基礎3、マクロ6、政策残高1) → 15(基礎3、マクロ11、政策残高1)
 - 条件①の計算 $10 \times 1.05 = 10.5$
 - 条件②の計算 $3 + 11 = 14$
 - 特別加算枠は14、政策残高の1は上乗せ金利対象外に
3. C銀行(全国平均)
 - 10(基礎3、マクロ6、政策残高1) → 10.5(基礎3、マクロ6.5、政策残高1)
 - 条件①の計算 $10 \times 1.05 = 10.5$
 - 条件②の計算 $3 + 6.5 = 9.5$
 - 特別加算枠は10.5、全額金利上乗せ対象

(出所) 当社作成

3. 統合へのインセンティブはそれなりに大きい

今後は、どのくらいの地銀が対象になるかが焦点となる。まず、後者の条件から言えば、いくら+0.1%の特別付利が付くといっても、それを目当てに経営統合の検討を一から始める地銀はないだろう。もし、経営統合が実現しなかった場合は付利相当額の返戻を要求されるというのも厳しい。ただ、水面下で統合を検討しているところに対し、背中をひと押しする効果はあるかもしれない。日銀は、「地域銀行が、地域銀行を主たる構成企業とする持株会社の傘下に入るかたちで経営統合等を行う場合には、当該持株会社傘下の各地域銀行に対して特別付利を行う」とも説明している。統合のスキームによっては、他の銀行にも特別付利の恩恵が及ぶということで、+0.1%であっても、トータルでのメリットはかなり大きくなりそうである。

また、11月27日に施行される独占禁止法の特例法により、一定の条件を満たせば、たとえ地域でのシェアが高くなっても、統合が認められるようになる。政府が他の政策も組み合わせることで、統合に向けた大きなモメンタムが醸成され、「令和の大合併」のような流れにつながれば、政府・日銀にとっては大成功ということになるだろう。

なお、特別付利の申し込み対象期間は、20~22年度の3年間である。経営統合の条件については、機関決定が行われたあと、準備期間を置いた次の積み期から3年間、対象先に対し特別付利が実施される。そうなると、22年度末に駆け込みで統合を決定した地銀は、25年度末~26年度前半あたりまで特別付利の適用を受けることになる。そうした意味では、かなり射程の長い政策である。日銀自身、向こう5~6年の間は、金融環境の激変はないことを、暗黙のうちに織り込んだ政策と言える。

4. 少なくとも1割を対象に

前者の経営基盤強化について、日銀の発表によれば、「OHRの改善率は、近年の実績では、1割程度の地域金融機関において実現されていたもの。平均的にみて、こうしたペースで経営基盤の強化が進められていけば、地域金融の将

来にわたる持続可能性は十分に高まる」としている。また、「近年の実績で1割程度の地域金融機関において実現されていた水準を実現した場合には、要件を充足したとみなす」としており、最低でも1割は対象とする方針のようである。地銀サイドから見れば、厳しい基準なのは間違いない。また、すでに他行に先んじて経費削減を進めてきたとの自負を持っている地銀が、不公平との感想を持ってもおかしくない。当初は対象外となる系統金融機関（信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会および農林中央金庫）も同様である。

ただ、対象先が一部に限られるとはいえ、付利金利の引き上げは「利上げ」そのものであり、対象が増えれば増えるほど、マイナス金利政策の障害となる可能性を秘めている。経費削減にしても、経営統合にしても、すぐに達成できる条件ではなく、対象先は徐々にしか増えない制度設計になっていることから、短期市場の不安定化は避けられそうだが、日銀がマイナス金利をやりたいのか、プラス金利をやりたいのか、一層わかりにくくなった印象は否めない。

こうした政策を、金融政策決定会合ではなく、政策委員会の通常会合で決めたのは、「あくまで金融政策とは別」ということをアピールする狙いがあったと考えられる。ただ、対象先となる地銀にとって、マイナス金利の副作用対策としての意味合いを持つという点では、金融政策の一環でもある。日銀としては、これがマイナス金利政策と逆行する政策ではないとの説明を今後も続けるものと考えられる。

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●照会先●

株式会社 明治安田総合研究所

〒102-0073 東京都千代田区九段北 3-2-11 TEL03-6261-6411